

役員及び評議員の報酬並びに 費用弁償に関する規程

平成 29 年 6 月 17 日

社会福祉法人武田塾

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人武田塾(以下「当法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「評議員等」という。)の報酬等について定めることとする。

(定義及び報酬等)

第二条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

(1) 当法人の役員のうち定款第 17 条第 2 項及び第 3 項を行う理事長並びに業務執行理事(以下「常務理事」という。)には、報酬及び費用(以下「報酬等」という。)を支給する。但し、職員給与が支給される職務を兼務しているときは支給しないことができる。

(2) 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事(以下「職務執行理事」という。)は報酬等の支給対象としない。

(3) 当法人を主たる勤務場所としない理事(以下「非常勤理事」という)及び監事については職務に応じて報酬等を支給する。

(4) 評議員については業務に応じて報酬を支給する。

2 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び研修費等の経費をいい、報酬と区分されるものをいう。

(報酬額の決定)

第三条 理事長の報酬は、基本報酬及び管理職手当を合わせた年額 3,000,000 円までとし、表 1「理事長及び常務理事の報酬表」に定める額とする。但し、職員給与が支給される職務を兼務しているときは支給しない。

2 常務理事の報酬総額は、当法人施設管理者の下位ランク相当額の年額 4,300,000 円までとし、表 1「理事長及び常務理事の報酬表」に定める額とする。但し、職員給与が支給される職務を兼務しているときは支給しない。

3 非常勤理事の報酬総額は定款に定めた年額 400,000 円までとし、各理事の報酬は表 2 の(1)の勤務実態に合わせて定められた額を支給する。

4 全監事の報酬総額は年額 500,000 円までとし、各監事の報酬は表 2 の(2)の勤務実態に合わせて額を支給する。

5 評議員に対する報酬の額は表第 3 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第四条 理事長及び常務理事に対する報酬等の支給の時期、支給方法等については、職員給与規程(以下給与規程という)に準じる。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度現金で支給する。但し本人の同意を得れば、本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。その場合振込手数料は本人負担とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第五条 評議員等が出張する場合は、別に定める職員旅費規程に準じて、旅費を支給する。

- 2 評議員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 交通費は職員給与規程第二六条第1項(6)を準用し、会議の出席や法人・施設業務のために出勤した都度、日割り計算額を支給する。但し、常務理事の交通費は規定第二六条第1項(6)を適用する。
- 4 費用の支払い方法は、給与規程第四条第2項と同様とする。

(公表)

第六条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第七条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第八条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- (1)この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- (2)この規程は、平成29年6月17日より施行する。

表 1 (理事長並びに業務執行理事の報酬)

役 職 名	報 酬 月 額
理 事 長	2 4 0 , 0 0 0 円
業 務 執 行 理 事	3 4 4 , 0 0 0 円

表 2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理 事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	1 2 , 0 0 0 円
法人・施設業務	1 2 , 0 0 0 円

(2) 監 事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	1 2 , 0 0 0 円
監事監査業務	2 0 , 0 0 0 円～3 0 , 0 0 0 円
所轄庁の監査指導や税務調査等の立会	2 0 , 0 0 0 円～1 0 0 , 0 0 0 円

表 3 (評議員の報酬)

区 分	日 額
評議員会への出席	1 2 , 0 0 0 円
法人・施設業務	1 2 , 0 0 0 円

但し、職員給与が発生する職務を兼務しているときは、報酬は発生しない。